

地方自治法の規定に基づき定期監査等を実施したので、その結果を飯塚市監査基準第 23 条の規定により、次のとおり公表する。

令和 5 年 2 月 27 日

飯塚市監査委員 篠 崎 充 俊

飯塚市監査委員 吉 田 健 一

1 監査の実施期間

令和 4 年 12 月 26 日(月)から令和 5 年 2 月 24 日(金)まで

2 監査の対象部課等

市民環境部（市民課、医療保険課、環境整備課、環境対策課）

3 監査の対象及び範囲

市民環境部（市民課、医療保険課、環境整備課、環境対策課）の所管業務のうち、主として前回の定期監査実施基準日の翌日から令和 4 年 10 月までの財務等に関する事務事業の執行について

4 監査の方法

今回の監査に当たっては、財務事務が法律、条例、規則等に則り適正に執行されているか、市の事務が合理的かつ効率的に執行されているか等を主眼として実施し、関係書類を全部又は一部を抽出により検査照合するとともに、関係職員から説明を聴取しました。

5 監査の着眼項目

今回の監査は、財務に関する事務執行の定期監査に加え行政事務全般について、適正かつ効率的、有効的に執行されているか否かの観点から行う行政監査も併せて行いましたが、主に次のような点について着目し実施しました。

- ① 予算執行が計画的かつ効果的に行われているか。
- ② 事務事業の執行及び管理運営が計画的かつ合理的に行われているか。
- ③ 事務の執行は経済性、効率性、有効性が考慮されかつ合規的に行われ

ているか。

- ④ 事務の決裁が適正に行われているか。
- ⑤ 各種の帳簿、証拠書類の記載内容等に整合性はあるか。
- ⑥ 収納した現金の管理が適正に行われているか。
- ⑦ 文書の管理が適正に行われているか。
- ⑧ 補助金が要綱等に則り、適正に執行されているか。
- ⑨ 委託業務等に係る契約事務が適正に行われているか。
- ⑩ 指摘事項及び注意事項は、是正又は改善がされているか。

6 監査の結果

一部において予算の執行、収入・支出事務及び資産管理等に直ちに是正及び改善を要する事項がありました。

この内、別添のとおり 9 件について文書で指摘を行いました。

また、指摘には至らないものの改善の必要な事項、問題点については、関係者に適正に処理を行うよう求めました。

検討改善事項

市民課

1 収納金の払込みについて（局長指摘事項）

飯塚市会計規則第 18 条第 1 項において、収納金の払込みについては、「出納員又は現金取扱員が収納した現金は、即日払込簿又は納付書により公金取扱機関に払い込まなければならない（略）。」 第 2 項では「前項の規定によりがたい場合は、同項の現金を、金庫又は施錠できる保管庫を利用する等確実な方法により保管し、同項に規定する日後において最初に出納員の所属課が業務を行う日であって、かつ、公金取扱機関が営業する日までに払い込まなければならない（略）。」と規定されている。

市民課では住民票の写し等の交付に係る手数料を、自動券売機を使用して収納しているが、自動券売機の精算を週に 1 回しか行っていない。このことは、会計課が令和 4 年 11 月に公金等取扱調査を実施し、市民課に対し自動券売機の精算頻度の見直しを行うよう指摘していたが、今回の定期監査の時点では改善されていなかった。

収納金の払込みは、毎日行うことが原則であることを再確認し、飯塚市会計規則に則った事務処理を行うこと。

医療保険課

1 国民健康保険給付費の返還請求事務について（局長指摘事項）

(1) 返還請求事務について

本市の国民健康保険（「以下、国保」という。）被保険者が、国保の資格喪失後に、国民健康保険被保険者証を使用し医療機関等を受診した場合（以下「受診者」という。）、本市が医療機関等に支払った給付費について、民法第 703 条による不当利得として、返還を求める事務が発生する。

この事務は、資格喪失後の受診者が受診した医療機関に連絡を行い、同意が得られたものはレセプト返戻を行っているが、同意が得られなかったものは、医療保険課より受診者へ返還金請求を行なっている。

上記事務について、受診者への返還請求事務が滞っていたため、担当者に事情聴取を行ったところ、「資格喪失日及び医療機関への確認を行う等事務が複雑であり、それまでの事務に時間を要し、受診者への返還請求事務までに至っていない。」との回答であった。

返還請求事務を怠ることは、返還金を請求された者とされなかった者との

公平性を欠くことに繋がるとともに、市民の信頼を失墜させることにもなりかねないため、対策を講じること。

また、事務の遅延及び進捗状況が確認できるよう、課内体制の見直しを検討する等、適切な事務処理が行われるよう早急に対処すること。

(2) 債権管理について

調定は、調定額が確定した時点で速やかに作成するものであり、現年度に収入未済となったものは、翌年度の調定額に繰り越すこととなっているが、不当利得による国民健康保険給付費について、令和4年度の滞納繰越調定が作成されていなかった。

また、返還金の債権管理においては、債権管理台帳が未整備となっている等正しく行われていなかった。

今後は、速やかに調定を行うとともに、飯塚市債権管理条例等に基づき徴収事務を怠ることなく、適切な債権管理を行うこと。

2 第三者行為による被害にかかる求償事務について（局長指摘事項）

第三者行為による損害賠償請求権は、国民健康保険法第64条第1項の規定に基づき、交通事故その他の第三者行為によって生じた負傷等で、被保険者が診療を受けた場合、保険者は保険給付した金額について、被保険者に代わり、その第三者に対して損害賠償を請求する権利であり、この請求権の取得行為は、保険給付の適正な執行及び医療費適正化に取り組むための重要な事務の一つである。

医療保険課においては、骨折、打撲などの傷病名及び救急搬送の状況等から、第三者行為によるものであると疑義がある対象者を毎月抽出し、該当の有無について対象者へ文書で照会、該当する場合は対象者から被害届を提出させている。

事務処理の状況を確認したところ、対象者への文書照会は毎月行っているが、令和3年度から未回答者に対する追跡調査を実施していなかった。

今後、未回答者に対する対策を講じるとともに、事務の遅延及び求償漏れが生じることのないよう進捗管理を徹底し、課内体制の見直しを検討する等、迅速かつ適切な事務処理を行うこと。

3 保険給付にかかる決定通知について（局長指摘事項）

国民健康保険法第91条第1項によれば「保険給付に関する処分(被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。)又は保険料その他この法律の規定に

よる徴収金に関する処分に不服がある者は、国民健康保険審査会に審査請求をすることができる。」とされている。

医療保険課が被保険者に対して発行した高額療養費支払資金貸付決定通知書において、審査請求ができる旨が教示されていなかった。

速やかに通知内容を見直し、その旨教示すること。

環境整備課

1 廃食用油回収事業について（局長指摘事項）

(1) 契約事務について

業務委託契約事務取扱要領【設計金額 50 万円以下】によれば、「業務が完了したときは、業務完成（完了）届とともに、当該業務完了を示す資料や成果物を提出させること。」とされている。

しかしながら、飯塚市廃油回収業務委託において、受注者より業務完了届は毎月提出されているが、その他業務完了を示す資料の添付がないまま業務の完了を認め支払いを行っていた。

今後は、業務履行の確認ができる書類を提出させるとともに、仕様書に業務完了報告について明記するなど適正な事務処理を行うこと。

(2) 売払収入について

回収後の廃食用油の処理については、処理業者と廃食用油売買契約を締結し、引渡数量に取引単価（5 円／キログラム）を乗じた額を買取り金額として支払いを受けている。

しかしながら、契約書の取引単位が「キログラム」であるのに対し、業者から提出されている報告書の単位が「リットル」となっており、その数量を引渡数量とした金額の納付がされていた。

担当者へ確認したところ、報告書の数値はキロ換算後の数値であり、支払いを受けた金額に間違いはないとのことであったが、単位の違いは買取り金額に影響するため、今後は提出書類の確認を徹底し、適切な事務処理を行うこと。

2 地域猫活動支援事業の実績報告について（局長指摘事項）

飯塚市地域猫活動支援事業実施要綱第 12 条によれば、「地域猫活動団体は、不妊去勢手術が完了した場合には、交付を受けた手術券の有効期限の翌月 10 日までに、地域猫活動事業実績報告書を市長に提出するものとする。なお、当該手術券

に残余がある場合は、市に返却するものとする。」と規定されている。

しかしながら、令和3年度交付分の実績報告書は年度末にまとめて提出されており、今年度交付分については実績報告書の提出はされていなかった。

早急に実績報告書を提出させるとともに、今後は要綱に基づき適切な事務処理を行うこと。

3 補助金交付審査について（局長指摘事項）

飯塚市ごみネット等購入費補助金交付要綱第4条によれば、再交付要件として「同一集積場所で再交付を受けようとする場合は、前回交付を受けた日から3年を経過しておかなければならない。」と規定されている。

しかしながら、同補助金の交付を行ったもののうち1件（8月5日申請分）について、既に同月に別の申請者へ交付決定した集積場所と同じ場所での交付申請であるにもかかわらず、交付決定し補助金を交付していた。

今後は、補助申請者に対して適切な説明を行うとともに、交付場所一覧表を作成し提出資料の確認を行うなど再発防止対策を講じ、適正な補助金審査を行うこと。

環境対策課

1 支援金の審査について（局長指摘事項）

飯塚市新型コロナウイルス感染症一般廃棄物収集運搬業務感染対策支援金の申請において、添付された車検証を確認したところ、申請日において有効期間が満了している車検証が散見されたうえ、支給対象とならない車両も1台含まれていた。至急、車検証は取り直し、支給対象外の車両の支援金は返還させること。

今後、支援金の審査においては、添付書類の確認を徹底すること。

2 備品管理について（局長指摘事項）

備品について抽出確認したところ、所在不明のもの（ノートパソコン等）、廃棄したが台帳に登録が残っているもの、また、機種交換により新たに再登録をすべきところ失念している備品が確認された。

所在不明となっているノートパソコンについて、飯塚市情報セキュリティ対策基準には、情報資産・機器を廃棄する場合「復元できないように処置した上で廃棄しなければならない」と定められており、情報資産の機密保持については、より厳格な管理を行うべきものと思料する。

今後、適切な備品管理に努めること。